

# 総務文教常任委員会

12月定例会で本委員会に五條市子ども支援基金条例の制定について、五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について、及び令和4年度五條市一般会計補正予算（第8号）議定についての4議案が付託され、審査の結果、4議案とも全員一致で可決すべきものと決定しました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。  
また、付託議案の審査終了後、当局から「株式会社五條市青ネギ生産組合による不法占有事案について」撤去完了の報告がありました。

れているため、令和5年度の1年とした。

## 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について

委員 指定管理期間と指定管理料は。

答弁 これまでの指定管理期間は3年、指定管理料上限額は298万5千円、3年間で895万5千円である。今回

の1年間の指定管理料上限額は256万1千円である。

委員 物価や人件費も上昇している中で指定管理料を下げた理由は。

答弁 直近数年間の決算が各年度30万円以上の黒字であり、その点を勘案し積算をした結果、トータルで減額となつた。

委員 物価や人件費も上昇している中で指定管理料を下げた理由は。

答弁 直近数年間の決算が各年度30万円以上の黒字であり、その点を勘案し積算をした結果、トータルで減額となつた。

## 五條市子ども支援基金条例の制定について

委員 基金は何を目的に使用するのか。

答弁 子ども食堂の運営やヤングケアラーの支援など、近年社会問題となつてきていることに対する事業への充当を検討している。

## 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について

委員 指定管理期間と指定管理料は。

答弁 これまでの指定管理期間は3年、指定管理料上限額は280万円、3年間で840万円であった。今回の1年間の指定管理料上限額は280万円である。

委員 指定管理期間を1年に短縮した理由は。

答弁 現在、府内で新町地区及びその周辺地区の将来像について検討が行われています。



# 厚生建設常任委員会

12月定例会で本委員会に五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について、及び令和4年度五條市介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての4議案が付託され、審査の結果、4議案とも全員一致で可決すべきものと決定しました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。  
また、付託議案の審査終了後、当局から「県域水道一体化について」報告がありました。

令和4年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について

委員 傷病手当金の内容は。

答弁 国民健康保険に加入し、給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われるため勤務することができず、給与の全部または一部を受けることができる場合に、申請により傷病手当金が支払われるものである。

委員 傷病手当金の算定方法は。

答弁 支給対象日数は、勤務ができるなくなった日から起算して3日を経過した日から、勤務することができることとする。

委員 傷病手当金の算定方法は。

答弁 支給対象日数は、勤務ができるなくなった日から起算して3日を経過した日から、勤務することができることとする。

## 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について

委員 次の指定管理期間における実施予定の事業は。

答弁 現在の手芸教室や介護予防の脳トレ教室及び老人クラブの集まりなどに加え、将棋や囲碁を活用した事業や、落語会のようなものを検討している。

委員 修繕費用の負担はどう決めているのか。

答弁 軽微な補修や機能の回復などは指定管理者が負担し、施設本体の資産価値の向上、耐用年数の延長となる修繕は市が負担する。

委員 修繕費用の負担はどう決めているのか。

答弁 保険料は第8期となつており、可能性については。

委員 介護保険料の納付額を下げる

理由は。

委員 保険料を検討する予定である。